類

株主各位

大阪市北区天神橋2丁目北2番6号 東海リース株式会社

代表取締役社長

証券コード 9761 2020年6月8日

塚 本 博

第52回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第52回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、後述のご案内に従って、2020年6月25日(木曜日)午後5時30分までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

- **1. 日 時** 2020年6月26日 (金曜日) 午前10時 (受付開始 午前9時)
- **2. 場 所** 大阪府枚方市池之宮 4 丁目 9 1
- 当社枚方配送センター事務所棟7階会議室
- 3. 目的事項 報告事項
- 1. 第52期 (2019年4月1日から2020年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類の内容報告ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第52期 (2019年4月1日から2020年3月31日まで) 計算書類の内容 報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 監査役3名選任の件

4. 議決権の行使についてのご案内

(1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年6月25日(木曜日)午後5時30分までに到着するようご返送ください。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

次頁の【インターネットによる議決権行使のご案内】をご高覧のうえ、2020年6月25日(木曜日)午後5時30分までにご行使ください。

以上

(お願い)

- ○当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、代理人によるご出席の場合は、代理人は当社の株主であることを要します。また代理人は1名に限らせていただきます。なお、代理人は株主総会にご出席の際に、株主ご本人の議決権行使書とともに代理権を証明する書面を会場受付にご提出ください。
- ○総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承いただきますようお願い申しあげます。

(お知らせ)

○株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容について修正すべき事項が生じた場合には、 直ちに当社ホームページ(http://www.tokai-lease.co.jp/)において、その旨掲載しますので、あらかじめ ご了承ください。

(新型コロナウイルス感染拡大防止のためのお願い)

新型コロナウイルスの感染予防および拡散防止のため、以下のとおりご案内いたしますとともに、株主の皆様のご理解とご協力をお願い申しあげます。

- ◎感染予防および拡散防止のため、株主総会へのご出席に代えて、書面またはインターネットにより事前に議決権行使をしていただくことをご検討くださいますようお願いいたします。
- ◎株主総会に出席される株主様は、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願いいたします。
- ◎株主総会の運営にあたり以下の対応を予定しております。
- ・会場受付にアルコール消毒液を設置いたします。
- ・当社係員はマスクを着用させていただきます。

(当社役員もマスクを着用させていただく場合がございます。)

- ・会場での飲料水のご提供は取り止めさせていただきます。
- ・会場の座席は、間隔を空けるために、例年より座席を少なく配置いたします。

【インターネットによる議決権行使のご案内】

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申しあげます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。

(1) パソコンをご利用の方

下記アドレスにアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイトアドレス https://www.web54.net

(2) スマートフォンをご利用の方

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力いただく必要があります。

2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) 議決権の行使期限は、2020年6月25日 (木曜日) 午後5時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (2) 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数またはパソコン・スマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金 (接続料金等) は、株主様のご負担となります。
- (4) パソコンやスマートフォンのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

3. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

(1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル [電話] 0120-652-031 (受付時間 9:00~21:00)

- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先にお願いいたします。
 - ①証券会社に□座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

②証券会社に□座のない株主様(特別□座をお持ちの株主様)

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

電話] 0120-782-031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つとして位置付けており、今後の収益予想及び経営基盤等を勘案しながら安定的な配当の継続を基本方針としております。 当期の期末配当につきましては、上記の基本方針に基づき、下記のとおりとさせていただきたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類 金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式 1 株につき金50円 総額171,982,950円
- (3) 期末配当の効力発生日(期末配当金の支払開始日) 2020年6月29日

第2号議案 監査役3名選任の件

監査役4名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株 式 の 数
1	〔再任〕 〔社外監査役候補者〕 さくら い のぶ ゆき 櫻 井 信 之 (1947年1月29日) ・在任年数16年 ・取締役会への出席状況 20回/20回(100%) ・監査役会への出席状況 12回/12回(100%)	2001年7月 大阪国税局調査第二部 統括国税調査官 2002年7月 同 退官 2002年9月 税理士事務所開設 2004年7月 当社監査役(現任) [社外監査役候補者とした理由] 櫻井信之氏は税理士資格を有しており、財務及び会計に 関する専門的見地を有していることから、これらを当社 の監査に活かしていただけると判断して、社外監査役候 補者といたしました。	

候補者番 号	氏 名(生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株 式 の 数
2	[再任] [社外監査役候補者] 西野 但(1948年3月18日) ・在任年数12年 ・取締役会への出席状況 20回/20回(100%) ・監査役会への出席状況 12回/12回(100%)	2005年7月 尼崎税務署長 2006年7月 同 退官 2006年8月 税理士事務所開設 2008年7月 当社常勤監査役 2016年6月 当社監査役(現任) [社外監査役候補者とした理由] 西野但氏は税理士資格を有しており、財務及び会計に関する専門的見地を有していることから、これらを当社の監査に活かしていただけると判断して、社外監査役候補者といたしました。	_
3	〔新任〕 こぅ たけ ゆぅ じ 神 武 勇 二 (1952年7月10日)	1977年 1 月 当社入社 1997年 6 月 当社取締役 2001年 6 月 同 退任 2006年 4 月 第一営業販売部長 2008年 4 月 第四営業販売部長 2009年 4 月 第六営業販売部長 2017年 7 月 退職 [監査役候補者とした理由] 神武勇二氏は、長きにわたり当社の営業部門に携わり、相当程度の知見を有していることから、これらを当社の監査に活かしていただけると判断して、監査役候補者といたしました。	1,000株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 櫻井信之氏及び西野 但氏は、現在当社の社外監査役であり、その就任してからの年数は本総会終結の時をもって、それぞれ16年及び12年であります。
 - 3. 当社は西野 但氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

以上

事 業 報 告

(自 2019年4月1日) 至 2020年3月31日

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善傾向は継続し、景気としては緩やかな回復基調で推移していました。しかしながら、海外においては米中の貿易摩擦による世界景気の減速がわが国の景気にも影響を与え、また第4四半期においては新型コロナウイルスの世界的な感染拡大が進み、世界経済の減速懸念が増大し、景気の先行きは不透明な状況となっています。

仮設建物リース業界におきましては、設備投資の下支えもあり堅調に推移しております。 しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大が建設業界全体の工事推進に影響を与えつつあ り、予断を許さない状況にあります。

このような状況のなか、当社グループは、より一層のお得意先様満足を獲得すべく、仮設建物の質・量の向上に努めるとともに、従来、外注業者にて施工していた基礎工事やエアコン工事のリース商品化を推し進め、原価の低減と工期の短縮の推進を図っています。

以上の結果、売上高は14,439百万円(前年同期比1.6%減)となりました。損益面につきましては、現在推進している基礎工事やエアコン工事のリース商品化などに伴う原価低減により、営業利益は348百万円(前年同期比18.8%増)、経常利益は379百万円(前年同期比16.9%増)、特別利益に連結子会社である榕東活動房股份有限公司(中華人民共和国福州市)の固定資産売却益279百万円、特別損失にリース用資産の売却損及び台風罹災によるリース用資産除却損など151百万円、そして法人税等221百万円を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は266百万円(前年同期比60.9%増)となりました。

かお	部門別の収益の内訳は以下のとおりであり	‡ d
' ひひ、		→ 9 0

		区	分			金額	構成比	前年同期比
仮	訤	建	物	部	門	8,300 ^{百万円}	57.5 [%]	93.2*
什	器	備	-	部	門	3,122	21.6	103.7
ーユ	ニッ	トハ	・ウ	ス部	門	3,017	20.9	109.5
		Ħ	<u> </u>			14,439	100.0	98.4

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 対処すべき課題

次期の見通しにつきましては、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大による影響により、わが国の景気の下振れリスクが懸念されます。このような状況のなか、当社グループといたしましては、新型コロナウイルスの感染拡大の防止に注力しつつも安定した仮設建物の供給に努め、更なる仮設建物の質の向上、コスト抑制を図ることにより業績の維持、向上を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともよろしくご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申 しあげます。

(3) 資金調達等についての状況

① 資金調達

当連結会計年度において増資または社債発行による資金調達は行っておりません。

② 設備投資

当連結会計年度の設備投資の総額は2,813百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

なお、当該設備投資に係る資金は自己資金によっております。

リース用資産(日本国内)

2,252百万円

//

(中国)

7百万円

(4) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

期別区分	第49期 (自 2016年4 月1日) 至 2017年3 月31日	第50期 (自 2017年4 月1日) 至 2018年3 月31日	第51期 (自 2018年4 月1日) 至 2019年3 月31日	第52期 (当期) (自 2019年4月1日) 至 2020年3月31日
売 上 高(千円)	14,222,947	14,958,903	14,673,053	14,439,831
親会社株主に帰属 (千円) する当期純利益	155,178	283,397	165,773	266,744
1株当たり当期純利益	44円62銭	81円51銭	47円69銭	77円43銭
総資産(千円)	31,552,564	33,820,203	34,605,000	36,863,759
純 資 産 (千円)	15,583,217	15,704,055	15,391,762	15,285,768
1 株当たり純資産額	4,335円73銭	4,373円44銭	4,287円21銭	4,320円44銭

- (注) 1. 当連結会計年度の状況につきましては、前記「(1)事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。
 - 2. 記載金額(1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を除く)は、千円未満を切り捨てて表示しております。
 - 3. 当社は、2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しております。これに伴い、第49期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区分		期別	第49期 (自 2016年4 月1 日) 至 2017年3 月31日	第50期 (自 2017年4 月1日) 至 2018年3 月31日	第51期 (自 2018年4 月1 日) 至 2019年3 月31日	第52期 (当期) (自 2019年4月1日) 至 2020年3月31日
売	上	高(千円)	13,995,155	14,709,261	14,515,889	14,310,251
当期	利 純 利	」 益(千円)	143,018	228,465	114,494	160,789
1 株	当たり旨	当期純利益	41円12銭	65円71銭	32円94銭	46円67銭
総	資	産(千円)	29,566,399	31,447,269	32,234,689	34,380,942
純	資	産(千円)	14,125,536	14,080,736	13,868,086	13,815,101
1 株	当たり	純資産額	4,062円00銭	4,050円38銭	3,989円62銭	4,016円42銭

- (注) 1. 記載金額(1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を除く)は、千円未満を切り捨てて表示しております。
 - 2. 当社は、2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しております。これに伴い、第49期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(5) 主要な事業内容(2020年3月31日現在)

当企業集団は、仮設建物のリース業を主要業務とし、仮設建物の製造から建築施工、運送、解体、格納、補修に至る一貫の業務を直営しております。また、これに附帯する業務として什器備品等のリース業と仮設建物の販売ならびに建築を行っております。

(6) 主要拠点等(2020年3月31日現在)

当 社 本 社 大阪府大阪市

国内販売拠点

台 支 千 葉 支 店 東京第二支店 店 支 店 们 京 浜 支 店 名古屋支店 阪 支 横 大 店 戸支 店 山 支 支 店 広 支 店 松 店 出 支 店 出 鳥 盛岡営業所 福島営業所 水戸営業所 静岡営業所 富山営業所 金沢営業所 京滋営業所 姫 路 営 業 所 松山営業所 和歌山営業所 山口営業所 徳島営業所 高知営業所 大分営業所

国内生産拠点

枚方配送センター 柏原配送センター 関東総合工場横浜配送センター 名古屋配送センター 北陸配送センター 兵庫配送センター 岡山配送センター 広島配送センター福岡配送センター 仙台配送センター 高松配送センター 松山配送センター 日本キャビネット(株) (大阪府枚方市)

東海ハウス㈱(香川県綾歌郡綾川町)

海外生産・販売拠点

榕東活動房股份有限公司(福州市)

廊坊榕東活動房有限公司 (廊坊市)

(注) 海外拠点はいずれも中華人民共和国所在であります。

(7) 使用人の状況 (2020年3月31日現在)

① 企業集団の状況

使用人数 560名 (前連結会計年度末比2名増)

② 当社の状況

使 用 人 数	前期末比増減	平 均 年 令	平均勤続年数
392名	21名増	42.4才	14.9年

(8) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係 該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
日本キャビネット株式会社	20,000千円	94.5%	什器備品リース・販売業
東海ハウス株式会社	40,000千円	62.5	仮 設 建 物 製 造 業
榕東活動房股份有限公司	109,523千元	89.1	仮設建物製造・販売・リース業
廊坊榕東活動房有限公司	35,000千元	100.0 (75.0)	仮設建物製造・販売・リース業

(注) 出資比率の()内は、間接所有割合で内数であります。

③ 企業結合の成果

当社の連結子会社は、上記の重要な子会社の状況に記載の4社であり、連結決算による 売上高は14,439百万円(前年同期比1.6%減)、経常利益は379百万円(前年同期比 16.9%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は266百万円(前年同期比60.9%増)と なりました。

④ 事業年度末日における特定完全子会社の状況 当連結会計年度末日において、特定完全子会社はありません。

(9) 主要な借入先及び借入額 (2020年3月31日現在)

(単位:千円)

		借		入		先			借	入	残	高	
シ	ン	ジ	ケ	_	 		_	ン				6,497,500	
株	式	会	社	6)	そ	な	銀	行				200,000	
株	式	会 社	Ξ	菱	U	F J	銀	行				2,575,016	
	井 住	友	信言	毛 銀	行	株	式 会	社				523,640	
株	式	会 社	関	西	み	5 L	1 銀	行				458,400	
	本	生台	6 信	除	相	互	会	社				245,000	
明	治 安	\blacksquare	生台	命 保	険	相	互 会	社				76,620	

(注) シンジケートローンは、株式会社りそな銀行を幹事とする複数の金融機関による協調融資です。

2. 株式に関する事項(2020年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数

8,000,000株

(2) 発行済株式の総数

3,494,322株 (うち自己株式 54,663株)

(3) 当期末株主数

5,332名

(4) 大 株 主

株	主	名		持 株 数	持 株 比 率
塚	本	博	亮	228,527 [*]	6.64
株式会社	オーガス	ト・エイ	· ト	211,400	6.15
 塚	本	四 女	子	126,503	3.68
 塚	本	幸	司	97,273	2.83
デイエフコ スモールキャ	E イ インタップバリュー	' ー ナ ショ フ ポートフォ	ナル リオ	61,799	1.80
小八	野	好	昭	39,700	1.15
 三菱UFJモ 	ルガン・スタン	レー証券株式	会社	37,200	1.08
 塚	本	貴	文	36,600	1.06
岡	本	佳	治	35,200	1.02
土	居	治 代	司	35,070	1.02

⁽注) 持株比率は発行済株式総数から自己株式を控除した株式数を分母に用いて算出しております。

3. 当社の会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等(2020年3月31日現在)

地位	Ī	氏		名		担当及び重要な兼職の状況
代表取締役者	上長	塚	本	博	亮	
常務取締	役	眞 榮	\blacksquare		武	生産配送本部長 東海ハウス株式会社 取締役
常務取締	役	安	\blacksquare	金 四	郎	営業販売本部長
取締	役	筌	場	順	司	第一生産配送部長
取締	役	大	西	泰	史	総務部長
取締	役	松	井		15	
取締	役	酒	井	岳	宏	第五営業販売部長
取締	役	西	江	計	=	第一営業販売部長
取締	役	福	本	篤	\pm	生産配送本部 業務管理部長
常勤監査	役	\blacksquare	伐		勝	
常勤監査	役	藤	原		昇	
監査	役	櫻	井	信	之	
監査	役	西	野		但	

(注) 1. 当該事業年度中の取締役の異動

① 第51回定時株主総会(2019年6月27日)において選任

取締役 酒 井 岳 宏 取締役 西 江 計 二 取締役 福 本 篤 士

② 第51回定時株主総会(2019年6月27日)において退任

 取締役
 堀
 浩
 文

 取締役
 柴
 田
 好
 治

 取締役
 福
 島
 一
 成

 取締役
 山
 本
 憲

- 2. 取締役 松井 巧氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 3. 監査役 櫻井信之氏及び西野 但氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 4. 取締役 松井 巧氏及び監査役 西野 但氏は、東京証券取引所が指定を義務づける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
- 5. 常勤監査役 藤原 昇氏は17年間当社の経理業務を担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 6. 監査役 櫻井信之氏及び西野 但氏は税理士資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の 知見を有するものであります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	13名	116,741千円
監 査 役	4名	22,920千円
計	17名	139,661千円

- (注) 1. 上記のほか使用人兼務役員の使用人給与(賞与を含む)相当額44,567千円を支給しております。
 - 2. 上記のうち、社外取締役1名に対する支給額は、3,250千円であり、社外監査役2名に対する支給額は、6,500千円であります。
 - 3. 上記支給額には、役員賞与引当金繰入額13,500千円、役員退職慰労引当金繰入額1,841千円及び譲渡制限付株式報酬額6,699千円が含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者、社外役員等の兼務の状況 該当事項はありません。
- ② 当該事業年度における主な活動の状況

区分	氏 名	主な活動状況
社外取締役	松井巧	当事業年度開催の取締役会には、20回中20回に出席し、議案審議等に つき、経営陣から独立した客観的な立場で必要な発言を行っておりま す。
社外監査役	櫻井信之	当事業年度開催の取締役会には、20回中20回に出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また、当事業年度開催の監査役会には、12回中12回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。
社外監査役	西野 但	当事業年度開催の取締役会には、20回中20回に出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また、当事業年度開催の監査役会には、12回中12回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

30,800千円

② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき 金銭その他の財産上の利益の合計額

30.800千円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、会計監査人が提示する監査の内容、その方法及び見積報酬額等を監査役会にて審議し、各監査役の同意を得られたためであります。
 - 2. 当社の会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を含めております。
 - 3. 当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社都合の場合のほか、会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査役会は、その事実に基づき当該会計監査人の解任又は不再任の検討を行い、解任又は不再任が妥当と判断した場合は、「会計監査人の解任」又は「会計監査人の不再任」を株主総会の付議議案とすることを取締役会へ請求し、取締役会はそれを審議の上、株主総会に上程いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

代表取締役社長は企業理念である「社会と、我が社の企業と、我が社の従業員とその家族が、永遠の平和と幸福をかちとる企業活動たること」の精神を取締役以下グループ全使用人に継続的に伝達し、コンプライアンスの徹底に努める。

取締役はこれを率先垂範して実践し、従業員への啓蒙・指導に努める。

代表取締役社長はコンプライアンス全体に関する総括責任者として総務部長と連携し、コンプライアンス体制の構築及び整備にあたる。

また、公認会計士や、弁護士等、外部識者との意見交換を密にし、コンプライアンス機能の充実に努める。

監査役はコンプライアンス体制の運行定着状況や、法令ならびに定款上の問題の有無を監視し、取締役会に報告する。

取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は、既存の「文書規程」、「稟議規程」に従い、当該情報を文書又は電磁的媒体に記録し、整理・保存するものとする。

監査役は取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について諸規定に準拠して実施されているかを監査し、必要に応じ、取締役会に報告する。

「文書規程」、「稟議規程」は適時見直しを行い、改善を図る。

(3) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

当社は、当社の業務執行に係るリスクとして、次の①から④のリスクを認識し、その把握と管理、及び個々のリスクについての損害を最小限に食いとめるための体制を整備する。

- ① 地震、火災、事故等の災害により事業活動に重大な損失を被るリスク
- ② 役員及び使用人の不適正な業務執行により、販売・生産活動に重大な支障を被るリスク
- ③ 基幹電算システムの不具合により重大な被害を被るリスク
- ④ その他、取締役会がきわめて重大と判断するリスク

上記リスクに対する各部門ごとのリスク管理体制を全社一元的に「リスク管理規程」として制定する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行は、「職務分掌規程」に定める。

代表取締役社長は、中期事業計画及び年次事業計画に基づいた各部門の目標に対し、職務 分掌規程に準拠し、かつ効率的に行われるよう監督する。各部門担当取締役は、取締役会に おいてその達成状況を定期的に報告し、施策及び効率的な業務遂行体制を阻害する要因の分 析とその改善を図る。

「職務分掌規程」は随時見直しを行い、改善を図る。

(5) 株式会社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制 「関係会社管理規程」に基づき、業務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための諸施策に加え、東海リースグループの企業集団としての業務の適正と効率性を確保する。

関係会社の所轄業務についてはその自主性を尊重しつつ、事業計画に基づいた施策と効率的な業務遂行、企業理念にそったコンプライアンス体制の構築、リスク管理体制の確立を図るため、関係会社業務担当取締役が統括管理する。

関係会社業務担当取締役は、関係会社の管理の進捗状況を定期的に取締役会において報告する。

また、監査役が東海リースグループの連結経営に対応したグループ全体の監視・監査を実 効的かつ適正に行えるよう、会計監査人及びグループ会社との緊密な連携体制を構築する。 監査役は、定期又は臨時にグループ管理体制を監査し、取締役会に報告する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、使用人を指名することができる。

監査役が指定する補助すべき期間中は指名された使用人への指揮権は監査役に委譲された ものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。

各部門は、当該使用人に対する監査役からの指示の実効性が確保されるよう適切に対応する。

(7) 監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 代表取締役社長及び取締役は、取締役会及び各種の重要な会議において、随時、その担当する業務の執行状況の報告を行う。

- ② 取締役及び使用人、ならびに子会社取締役、監査役及び使用人は、以下に定める事項について、発見次第速やかに監査役に対し報告を行う。
 - 1) 当社及び当社グループの信用を大きく低下させたもの、又はその恐れのあるもの
 - 2) 当社及び当社グループの業績に大きく悪影響を与えたもの、又はその恐れのあるもの
 - 3) 社内外の環境、安全、衛生に関し重大な被害を与えたもの、又はその恐れのあるもの
 - 4) 社内の諸規程に対する重大な違反
 - 5) その他1) ~4) に準じる事項
- ③ 監査役は取締役会その他の重要な会議に出席し、出席取締役より業務の執行状況の報告を受けるほか、稟議書等業務執行に関わる重要な文書を閲覧し、必要に応じ、取締役及び使用人に説明を求めることができる。

また、「監査役監査規程」ならびに「監査役監査実施細則」に従い、監査の独立性と権限を保ちつつ、監査の実効性を確保するとともに、会計監査人と緊密な連携を行い、必要あるときは、自らの判断で、弁護士等の外部アドバイザーを活用し、監査成果の達成を図る。

「監査役監査規程」ならびに「監査役監査実施細則」は、適時見直しを行い、改善を 図る。

(8) 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役に報告したことを理由とする不利益処分その他の不当な取扱いを禁止する。

(9) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務執行上必要と認められる費用について、会社が負担するものとし、前払等の 請求があるときは速やかにこれに応じるものとする。

(10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力との関係を遮断し、有事の際には法的対応を含め、適切かつ組織的に毅然とした態度で対応するために、以下のとおり体制を整備する。

- 1) 反社会的勢力対応部門責任者の設置
- 2) 警察など外部の専門機関との連携強化
- 3) 反社会的勢力に関する情報の収集と社内での対応方法の周知徹底

なお、今後、対応マニュアルの整備や社内研修などさらに体制の強化を図る。

<業務の適正を確保するための体制の運用状況>

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役、使用人の職務執行について

当社は、取締役会及び経営会議にて職務執行に関する報告を行うことにより情報を共有するとともに、必要に応じて公認会計士や弁護士等の外部識者と意見交換を行い、コンプライアンス機能の充実を図りました。

(2) コンプライアンスについて

当社は、企業理念をもとに取締役や経営幹部が日々の管理掌握活動を通じてコンプライアンスについて指導し、年間を通じて点検や啓発を行いました。

また、内部通報規程を制定し、通報者が不利な取扱いを受けることなく直接通報できる体制を構築しております。

(3) 企業集団の経営管理について

当社は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社から重要な業務執行について付議及び報告を受けました。

また、関係会社業務担当取締役は、取締役会において経営状況を報告しました。

(4) 監査役の職務執行について

監査役は、「監査役監査規程」並びに「監査役監査実施細則」にのっとり、取締役会その他の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べるとともに、関係会社の往査を通じて社長や監査役との意見交換や帳票類の閲覧を行い、関係会社のガバナンス状況を確認しました。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負 債 の 部)	
流動資産	17,925,468	流動負債	15,327,696
現金及び預金	3,014,497	支払手形及び買掛金	2,080,381
受取手形及び売掛金	13,433,048	電子記録債務	1,519,052
		短期借入金	5,249,276
電子記録債権	493,004	リース債務	97,024
商品及び製品	152,755	未払法人税等	159,500
仕 掛 品	126,119	前受リース収益	4,615,327
原材料及び貯蔵品	301,739	賞 与 引 当 金	213,997
短期貸付金	40	役員賞与引当金	19,675
そ の 他	463,957	設 備 関 係 支 払 手 形 そ の 他	71,191 1,302,271
		固定負債	6,250,294
	△59,692	長期借入金	5,668,867
固定資産	18,938,290	リース債務	275,868
有形固定資産	18,209,979	操延税金負債	58,596
リース用資産	9,714,786	役員退職慰労引当金	36,200
建物及び構築物	2,256,374	その他	210,762
機械装置及び運搬具	431,022	負 債 合 計	21,577,990
土 地	5,372,237	(純資産の部)	
リース資産	372,893	株主資本	14,795,569
建設仮勘定	2,827	資本金	8,032,668
その他	59,836	資 本 剰 余 金 利 益 剰 余 金	5,667,537 1,190,470
		利益制示金 自己株式	1,190,470 △95,106
無形固定資産	192,589	その他の包括利益累計額	△95,100 65,263
投資その他の資産	535,721	その他有価証券評価差額金	18,121
投資有価証券	125,146	為替換算調整勘定	43,882
退職給付に係る資産	192,911	退職給付に係る調整累計額	3,259
繰 延 税 金 資 産	52,190	非支配株主持分	424,935
そ の 他	165,472	純 資 産 合 計	15,285,768
資 産 合 計	36,863,759	負債・純資産合計	36,863,759

⁽注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2019年4月1日) 至 2020年3月31日)

 科			金	 額
売 上		高		14,439,831
売	原	価		11,889,913
売 上 総	利	益		2,549,917
販売費及び-	一 般 管 理	費		2,201,717
営業	利	益		348,200
営 業 外 収	益			
受取	利	息	40,094	
	配当	金	4,789	
為替	差	益	9,289	
	賃 貸	料	5,388	
	保険	金	13,819	
スクラッ	プー売ー却	益	9,723	
	の	他	28,478	111,585
営 業 外 費	用			
支 払	利	息	45,569	
	手 数	料	33,430	
	の	他	846	79,846
経常	利	益		379,939
特別利	益			
	産 売 却	益	279,415	279,415
特別損	失	10	07.060	
	産 売 却	損	97,969	454.0.10
	産除却	損	53,079	151,048
税金等調整前	当期純利	益	105 407	508,305
法人税、住民税		税	195,427	224.002
法 人 税 等	調整	額	26,553	221,980
当期	利 オスソ 押 然 刊	益		286,325
非支配株主に帰属			-	19,581
親会社株主に帰属	9 る当期純利	益		266,744

⁽注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2019年4月1日) 至 2020年3月31日)

(単位 千円)

		株	主資	本	
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	8,032,668	5,664,939	1,062,405	△34,047	14,725,966
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△138,679		△138,679
親会社株主に帰属する当期純利益			266,744		266,744
自己株式の取得				△70,262	△70,262
自己株式の処分		△269		9,202	8,933
連 結 子 会 社 株 式 の取得による持分の増減		2,867			2,867
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計		2,598	128,064	△61,059	69,603
当 期 末 残 高	8,032,668	5,667,537	1,190,470	△95,106	14,795,569

(単位 千円)

	そ (の他の包括	舌利益累計	1 額	非支配		
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計	株主持分	純資産合計	
当 期 首 残 高	32,686	101,321	42,535	176,543	489,251	15,391,762	
当 期 変 動 額							
剰余金の配当						△138,679	
親会社株主に帰属する当期純利益						266,744	
自己株式の取得						△70,262	
自己株式の処分						8,933	
連結子会社株式の取得による持分の増減						2,867	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△14,564	△57,438	△39,276	△111,280	△64,316	△175,596	
当期変動額合計	△14,564	△57,438	△39,276	△111,280	△64,316	△105,993	
当 期 末 残 高	18,121	43,882	3,259	65,263	424,935	15,285,768	

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会計 4計

日本キャビネット株式会社

東海ハウス株式会社

榕東活動房股份有限公司(中華人民共和国福州市)

廊坊榕東活動房有限公司(中華人民共和国廊坊市)

2. 持分法の適用に関する事項 該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、榕東活動房股份有限公司及び廊坊榕東活動房有限公司の決算日は12 月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

- 4. 会計方針に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの…決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。)

時価のないもの…移動平均法による原価法によっております。

② たな卸資産…原材料のうち主要資材であるベニヤ板は、総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

仕掛品は個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

その他のたな卸資産は、最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 固定資産の減価償却の方法

① リース資産以外の有形固定資産

リース用資産…事業の用に供している自己所有の賃貸用資産であり、定額法によっております。なお、仮設建物及びユニットハウスの耐用年数については7~20年を、その他のリース用資産の耐用年数については5~7年を用いております。

社 用 資 産

建物…定額法によっております。なお、主な耐用年数は5~65年であります。

建物以外の社用資産…国内の連結会社については定率法によっており、在外連結子会社については定額法によっております。なお、主な耐用年数は3~14年であります。

② リース資産

所有権移転ファイナンス・リ…自己所有のリース用資産に適用する減価償却方法と同一ス取引に係るリース資産 一の方法を採用しております。 所有権移転外ファイナンス・…リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額リース取引に係るリース資産 法によっております。

③ 無形固定資産

定額法によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年以内)に基づいております。

- (3) 重要な引当金の計上基準
 - ① 貸倒引当金

期末現在に有する債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については主に貸 倒実績率により、貸倒懸念債権等の個別債権については回収可能性を検討し、回収不 能見込額を計上しております。

- ② 賞与引当金 従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ③ 役員賞与引当金 役員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ④ 役員退職慰労引当金 当社及び主要な連結子会社は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労 金規程に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

リース売上高の計上基準

リース物件の工事完成日にリース契約期間中のリース料、付帯工事代及び運賃等の全額 を売上高及び売掛金に計上しております。

なお、リース期間未経過分のリース料、付帯工事代(解体工事代)及び運賃(引取運賃)は期末において、売上高から控除するとともに前受リース収益として計上しております。

- (5) その他連結計算書類作成のための重要な事項
 - ① 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準 在外子会社の資産・負債・収益及び費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算 し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。
 - ② 重要なヘッジ会計の方法 当社グループは借入金の金利変動リスクを回避する目的で、金利スワップ取引を行っ ております。 なお、金利スワップについては特例処理を採用しており、有効性の評価は省略してお ります。
 - ③ 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
 - ④ 退職給付に係る会計処理の方法 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資 産の見込み額に基づき計上しております。 なお、当連結会計年度末においては、投資その他の資産に「退職給付に係る資産」を 計上しております。
 - ・退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰 属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ・数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定 の年数(5年)に基づく定率法により、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処 理することとしております。

Ⅱ. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

Ⅲ. 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産の金額及び当該担保権によって担保されている債務は次のとおりであります。

(担保に供している資産)

建	物	1,139,628千円
土	地	3,924,309千円
計		5,063,937千円
(担保されている債務)		
	^	. = . =

長期借入金1,595,012千円短期借入金2,516,388千円計4,111,400千円

計 4,111,400十円 2. 有形固定資産の減価償却累計額 14,484,404千円

- 1. 日が固定異生
 2. 日が固定異生
 3. 圧縮記帳額
 - 補助金の受入れにより、有形固定資産の取得価格から直接減額された圧縮記帳額は次のとおりであります。

土地 10,000千円

Ⅳ.連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式

3,494,322株

- 2. 配当に関する事項
 - (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	104,281	30	2019年3月31日	2019年6月28日
2019年10月25日 取締役会	普通株式	34,398	10	2019年9月30日	2019年12月10日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2020年6月26日開催予定の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

171,982千円

② 1株当たり配当額 50円③ 基準日 2020年3月31日

③ 基準日 2020年3月31日④ 効力発生日 2020年6月29日

なお、配当原資については利益剰余金とすることを予定しております。

V. 金融商品に関する注記

- 1. 金融商品の状況に関する事項
 - (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主にリース用資産の取得を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入や社債発行)を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融商品で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。短期貸付金は、貸付先の業績の信用リスクに晒されております。また、投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、すべて1年以内の支払期日であります。借入金、社債及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引(金利スワップ取引)を利用してヘッジしております。なお、重要なヘッジ会計の方法については、前述の「I-4. 会計方針に関する事項」の「(5) その他連結計算書類作成のための重要な事項(② 重要なヘッジ会計の方法)をご覧ください。

- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
 - ① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業販売部「業務取扱細則規程」に従い、営業債権について、営業販売本部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の業務取扱規程に準じて、同様の管理を行っております。また貸付金は、社長室が貸付先を定期的にモニタリングし、貸付先の財務諸表の入手を行い財務状況悪化等による回収懸念の早期把握を図っております。

② 市場リスク (為替や金利等の変動リスク) の管理

当社及び一部の連結子会社は、借入金及び社債に係る仕入金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、取引先企業との関係を勘案 して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引については、金利スワップ取引以外の取引は利用しておりません。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理 当社は、各部署からの報告に基づき総務部が適時に資金繰計画を作成・更新すると ともに、手許流動性を連結売上高の1か月分相当に維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「2.金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

			(+ <u>1</u> 1 1 1
	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	3,014,497	3,014,497	_
(2) 受取手形及び売掛金等			
① 受取手形及び売掛金	13,433,048		
② 電子記録債権	493,004		
③ 貸倒引当金 (注1)	△59,671		
受取手形及び売掛金等(純額)	13,866,381	13,866,369	△12
(3) 短期貸付金	40	40	_
(4) 投資有価証券			
① その他有価証券	125,146	125,146	_
資産計	17,006,065	17,006,053	△12
(1) 支払手形及び買掛金等			
① 支払手形及び買掛金	2,080,381		
② 電子記録債務	1,519,052		
支払手形及び買掛金等	3,599,433	3,599,433	_
(2) 短期借入金	5,249,276	5,249,276	_
(3) 長期借入金	5,668,867	5,631,745	△37,121
(4) リース債務	372,893	363,536	△9,357
負債計	14,890,470	14,843,991	△46,478

- (注1) 受取手形、売掛金及び電子記録債権に係る貸倒引当金であります。
- (注2) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項 資産
 - (1) 現金及び預金及び(3) 短期貸付金

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金等

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額を期日までの期間を考慮した 安全性の高い利率により割り引いた現在価値に信用リスクを加味して算定しております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金等及び(2) 短期借入金 これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金及び(4) リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入又は、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており(下記参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております(上記(3)参照)。

VI. 賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

Ⅲ. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

1株当たり当期純利益

4,320円44銭 77円43銭

Ⅲ. 重要な後発事象に関する注記

(子会社株式の追加取得)

当社は、2020年4月9日開催の取締役会において、当社連結子会社である東海ハウス株式会社の株式を追加取得することを決議し、2020年4月30日付で普通株式を取得いたしました。

(1) 取引の概要

- ① 結合当事企業の名称及びその事業内容 結合当事企業の名称 東海ハウス株式会社 事業内容 仮設建物製造業
- ② 企業結合日 2020年4月30日
- ③ 企業結合の法的形式 非支配株主からの株式取得
- ④ 企業結合後の名称 変更ありません。
- ⑤ その他取引の概要に関する事項 追加取得した議決権比率は30.17%であり、議決権比率の合計は92.67%となる予定 であります。

(2) 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引等のうち、非支配株主との取引として処理する予定です。

- (3) 子会社株式を追加取得した場合に掲げる事項
 - ① 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳 取得の対価 現金及び預金130,000千円
- (4) 非支配株主との取引に係る当社持分変動に関する事項
 - ① 資本剰余金の主な変動要因 子会社株式の追加取得
 - ② 非支配株主との取引によって減少する資本剰余金の金額 現時点では確定しておりません。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

11			
科目	金額	科	金額
(資産の部)		(負債の部)	44444
流動資産	15,860,661	流動負債	14,662,130
現 金 及 び 預 金	1,136,701	支 払 手 形	16,930
受 取 手 形	290,093	電子記…録債務	1,652,013
電子記録債権	493,004	買 掛 金	1,557,293
売 掛 金	13,031,346	短期 借入金	2,380,000
原材料及び貯蔵品	115,095	1年内返済予定の長期借入金	2,759,668
未成工事支出金	43,995	リース債務	88,708
未収金	15,489	未 払 金	243,217
前払費用	85,347	未払費用	75,286
前払リース料	580,414	未払法人税等	130,257
	76,370	未払消費税等	19,917
貸 倒 引 当 金	△7,200	前 受 金	2,420
	18,520,280	預りる金	538,832
回	15,802,891	前受リース収益	4,604,090
		賞与引当金	165,500
リース用資産	9,498,597	役員賞与引当金	13,500
建物	1,414,469	営業外電子記録債務	143,411
構築物	195,895	そ の 他	271,083
機機機器	152,899	固定負債	5,903,710
車 両 運 搬 具	180	長期借入金	5,436,508
工具器具備品	23,947	リース債務	257,450
土 地	4,170,742	その他	209,752
リース資産	346,158	負債合計	20,565,840
無形固定資産	32,077	(純資産の部)	12 706 660
電話加入権	30,650	株 主 資 本 資 本 金	13,796,660
ソフトウェア	1,223	資 本 金 資本剰余金	8,032,668 5,637,495
そ の 他	203	貝 4 利 赤 並 資 本 準 備 金	2,828,787
投資その他の資産	2,685,311	・・貝・・卒・・帰・・並 その他資本剰余金	2,808,707
投 資 有 価 証 券	122,147	利益剰余金	2,000,707 221,603
関係会社株式	2,110,577	利 	221,603
出資金	500	その他利益剰赤並 繰越利益剰余金	221,603
関係会社出資金	114,340	自己株式	△ 95,106
操延税金資産	26,959	評価・換算差額等	△93,100 18,441
差入保証金	144,811	その他有価証券評価差額金	18,441
前払年金費用	165,974	純 資 産 合 計	13,815,101
資産合計	34,380,942	負債・純資産合計	34,380,942
	J-,500,542	天汉 吓只压口引	3-1,300,34Z

⁽注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 2019年4月1日) 至 2020年3月31日)

科目		金	額
売 上 高			
リース売上	高	13,315,009	
販 売 収	益	995,242	14,310,251
売 上 原 価			
リース売上原	価	11,186,419	
販 売 原	価	880,887	12,067,306
売 上 総 利	益		2,242,944
販売費及び一般管理費			1,928,456
営 業 利	益		314,488
営 業 外 収 益			
受 取 利	息	1	
受 取 配 当	金	19,957	
受 取 賃 貸	料	29,231	
スクラップ売却	益	9,207	
保 険 金 収	入	13,819	
そのの	他	26,438	98,655
営 業 外 費 用			
支 払 利	息	43,715	
賃 貸 収 入 原	価	18,281	
支 払 手 数	料	33,430	
その	他	249	95,677
経常利	益		317,466
特別損失	10	20.677	20.677
固定資産除却	損	22,677	22,677
税引前当期純利	益	106,000	294,789
法人税、住民税及び事業		106,000	124000
法 人 税 等 調 整	額	28,000	134,000
当 期 純 利	益		160,789

⁽注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2019年4月1日) 至 2020年3月31日

(単位 千円)

	村	集 主	資 2	7
	資 本 金	資	本 剰 余	金
	資 本 金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	8,032,668	2,828,787	2,808,977	5,637,764
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 利 益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			△269	△269
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当期変動額合計			△269	△269
当 期 末 残 高	8,032,668	2,828,787	2,808,707	5,637,495

							株		主		資		Z	Z
					利	益	剰	余	金					
					その他和	川益剰余金	È	和 大 和 ~	全合計	自	己	株	式	株主資本合計
					繰越利	益剰余金	È	个儿 红 米儿 木	大並口司					
当	期	首	残	高		199,49	3		199,493			34,0)47	13,835,879
当	期	変	動	額										
剰	余	金	の画	出当		138,67	9	\triangle	138,679					△138,679
当	期	純	利	益		160,78	9		160,789					160,789
自	己札	朱 式	O I	取 得							_	\70 , 2	262	△70,262
自	己札	朱 式	O 3	见 分								9,2	202	8,933
株当	主資本期変	本以夕 5 動 8	⊁の項 額 (約	目の 額)										
当 爿	朝 変	動	額(計		22,10	9		22,109			\61,C)59	△39,219
当	期	末	残	高		221,60	3		221,603			<u> 1</u> 95,1	106	13,796,660

					評価・換 算差額等		純 資 産 合 計
					その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当	期	首	残	高	32,206	32,206	13,868,086
当	期	変	動	額			
剰	余	金	の配	当			△138,679
当	期	純	利	益			160,789
自	己 ;	株式	の取	得			△70,262
自	己 ;	株式	の処	分			8,933
株当	主資用	本以タ ミ 動 智	∮の項 E 額 (純	∃の 額)	△13,764	△13,764	△13,764
当	期変	動	額合	計	△13,764	△13,764	△52,984
当	期	末	残	高	18,441	18,441	13,815,101

⁽注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- 1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ① 子会社株式……移動平均法による原価法によっております。
 - ② その他有価証券

時価のあるもの…決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。)

時価のないもの…移動平均法による原価法によっております。

- (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - ① 原材料及び貯蔵品

主要資材であるベニヤ板は、総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

その他の原材料及び貯蔵品は、最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

- ② 未成工事支出金 個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの 方法)によっております。
- 2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) リース資産以外の有形固定資産

リース用資産…事業の用に供している自己所有の賃貸用資産であり、定額法によっております。なお、仮設建物及びユニットハウスの耐用年数については7~16年を、その他のリース用資産の耐用年数については5~7年を用いております。

社用資産

建

物…定額法によっております。なお、主な耐用年数は5~65年であります。

建物以外の社用資産…定率法によっております。なお、主な耐用年数は3~14年であります。

(2) リース資産

所有権移転ファイナンス・リ…自己所有のリース用資産に適用する減価償却方法と同一 一ス取引に係るリース資産 の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・…リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法 リース取引に係るリース資産 によっております。

(3) 無形固定資産

定額法によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年以内) に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

期末現在に有する債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の個別債権については回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 當与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金(前払年金費用)

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見 込額に基づき計上しております。

なお、当事業年度末においては、投資その他の資産に「前払年金費用」を計上しております。

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の 年数 (5年) に基づく定率法により、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく事業年度末要支給 額を計上しております。

4. リース売上高の計上基準

リース物件の工事完成日にリース契約期間中のリース料、付帯工事代及び運賃等の全額を リース売上高及び売掛金に計上しております。

なお、リース期間未経過分のリース料、付帯工事代(解体工事代)及び運賃(引取運賃)は期末において、リース売上高から控除するとともに前受リース収益として計上しております。

- 5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
 - (1) ヘッジ会計の方法

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。 なお、金利スワップについては特例処理を採用しており、有効性の評価は省略しており ます。

(2) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(3) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

Ⅱ.表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

Ⅲ. 貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産の金額及び当該担保権によって担保されている債務は次のとおりであります。

(担保に供している資産)

	建			物		1,113,62	3千円
	土			地		3,782,08	7千円
		計				4,895,71	0千円
	(担保され	1ている債剤	务)				
	長 期	借	入	金		1,595,01	2千円
	1年内返	済予定の長	期借	入金		2,504,98	8千円
		計				4,100,00	0千円
2.	有形固定資產	量の減価償却	印累計額	額		13,684,64	7千円
3.	関係会社に対	対する金銭債	責権及?	び金銭債務	S		
	短期	金銭	債	権		15,42	6千円
	短期	金銭	債	務		474,60	7千円

Ⅳ. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

仕入高 1,274,026千円 営業取引以外の取引高 1,967,127千円 (うち、リース用資産の購入によるもの 1.918.371千円)

V. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 54.663株

前事業年度末より36,380株増加しております。理由の主なものは、2019年4月26日付取締役会決議に基づき市場買付により取得した株式の増加41,400株、2019年7月9日付取締役会決議に基づき譲渡制限付株式報酬として処分した株式の減少5,286株であります。

VI. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

土地減損損失	57,651千円
賞与引当金	50,609千円
役員退職慰労引当金	19,387千円
未払事業税	18,471千円
その他	19,784千円
繰延税金資産小計	165,905千円
評価性引当額	△80,150千円
繰延税金資産合計	85,755千円

(繰延税金負債)

前払年金費用	50,755千円
その他有価証券評価差額金	8,040千円
繰延税金負債合計	58,795千円
繰延税金資産純額	26,959千円

Ⅲ. 関連当事者との取引に関する注記

(単位 千円)

属性	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	日本キャビネット㈱	直接 94.5%	什器備品のリー ス及び仕入 役員の兼任	社用資産の一 部貸与	(注1) 28,581	_	_
子会社	東海ハウス㈱	直接 62.5%	リース用資産等 の購入 役員の兼任	リース用資産 等の購入 (注2)	(注3) 1,645,899	買掛金 未払金	660 186,171

- (注) 1. 賃貸料については、市場価格などを勘案の上、決定しております。
 - 2. 取引条件の決定にあたっては、子会社以外からも複数の見積を入手し、市場の実勢価格を勘案して、発注先及び価格を決定しております。
 - 3. 当事業年度における年間の購入高であります。

垭. 1株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額 1 株当たり当期純利益 4,016円42銭 46円67銭

Ⅸ. 重要な後発事象に関する注記

(子会社株式の追加取得)

連結計算書類「連結注記表(Ⅲ. 重要な後発事象に関する注記)」で同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月21日

東海リース株式会社取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 木 村 幸 彦 ⑩

公認会計士 伊東昌 一 🗊

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東海リース株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東海リース株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の 基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監 査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、 監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切 な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作 成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積り の合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な 監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。 監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当連結会計年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月28日

東海リース株式会社 監査役会 常勤監査役 田 伐 勝 印 常勤監査役 藤 原 昇 印 社外監査役 櫻 井 信 之 印 社外監査役 西 野 但 印

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月21日

東海リース株式会社取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員業務執行社員

公認会計士 木 村 幸 彦 📵

指定有限責任社員業務執行社員

公認会計士 伊東昌 一 ⑩

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東海リース株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第52期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の 基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査 法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのそ の他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手 したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積り の合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査 証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が 認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告 書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記 事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人 の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継 続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監査報告書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第52期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部検査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益 計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役等及び有限責任監査法人トーマツから受けております。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月28日

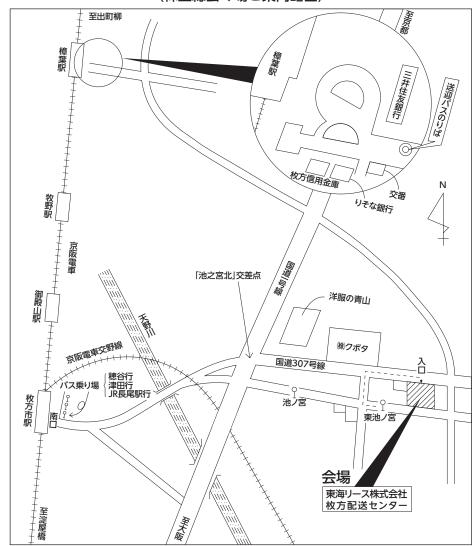
東海リース株式会社 監査役会 常勤監査役 田 伐 勝 印 常勤監査役 藤 原 昇 印 社外監査役 櫻 井 信 之 印 社外監査役 西 野

以上

	
<memo></memo>	

	
<memo></memo>	

(株主総会々場ご案内略図)



会場所在地 大阪府枚方市池之宮4丁目9-1 電話番号 072-848-8101

京阪電車でお越しの方には、樟葉駅で降車していただきますと下記のとおり 駅前から送迎バスを運転しておりますのでご利用ください。

発車時刻 午前9時20分



見やすく読みまちがえにくい ユニバーサルデザインフォント を採用しています。